○内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　海津市

二　構造改革特別区域の名称　海津市幼保連携的給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　海津市の全域

○内閣府告示第四百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三島市ＩＴ人材育成特区

二　構造改革特別区域の名称　三島市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　三島市の全域

○内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

二　構造改革特別区域の名称　あいちＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　愛知県の全域

○内閣府告示第四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

二　構造改革特別区域の名称　健やかな子どもの成長を育む給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊田市の全域

○内閣府告示第四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　蒲郡市

二　構造改革特別区域の名称　こころ豊かな「安心」給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　蒲郡市の全域

○内閣府告示第四百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県ＩＴスペシャリスト育成特区

二　構造改革特別区域の名称　三重県ＩＴスペシャリスト育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　三重県の全域

○内閣府告示第四百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　いなべ市

二　構造改革特別区域の名称　藤原町幼保一体的運営特区

三　構造改革特別区域の範囲　いなべ市の区域の一部（旧藤原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県員弁郡東員町

二　構造改革特別区域の名称　東員すこやか給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　三重県員弁郡東員町の全域

○内閣府告示第四百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府

二　構造改革特別区域の名称　京都ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都府の全域

○内閣府告示第四百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府久世郡久御山町

二　構造改革特別区域の名称　「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都府久世郡久御山町の全域

○内閣府告示第四百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府

二　構造改革特別区域の名称　大阪ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大阪府の全域